

甲斐市ごみ分別アプリ配信事業

仕 様 書

令和6年8月

甲斐市 生活環境部 環境課

1 業務名称

甲斐市ごみ分別アプリ配信事業

2 業務目的

本業務は、市民がごみの収集日や分別区分を容易に把握できるようにすることにより、多様なライフスタイルに応じて、デジタルデバイスに慣れ親しんだ若者世代をはじめ多忙な子育て世代など、幅広い層の市民に対して『適正なごみ出し』『リサイクルの推進』『不法投棄の防止』などの意識啓発につながるものと考え、ごみ分別アプリ（仮称）を作成し、保守、運用を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務内容等

（1）業務内容

① ごみ分別アプリ（仮称）の作成、保守等

（システム作成・構築・設定、動作確認、操作研修、マニュアル作成、保守・運用）

※保守、運用については、令和7年3月31日（月）までを本業務の対象とする。

※運用業務の内、データ更新の作業は本市の業務範囲とし、システム稼働状況の確認等については、受託者の業務範囲とする。

② 翻訳、校正

日本語版ごみ分別アプリ内のテキストを英語・中国語（簡体）・ベトナム語に翻訳すること。また、外国語版で使用するテキストの範囲については、市と受託者の間で協議のうえ決定するものとする。

※なお、機械翻訳は不可とする。

※翻訳後はネイティブチェックを行うこと。

③ その他、受託者からの提案及び甲斐市・受託者の協議の上で定める業務

（2）委託内容・納入成果物

① 委託内容

（ア）システム作成・構築・設定、動作確認

ごみ分別アプリ（仮称）を作成し、利用可能な状態に構築、設定し、iOS 向けにあつては AppStore、AndroidOS 向けにあつては GooglePlay から利用者がダウンロード可能となるまでの登録申請、配信にかかる一切の業務

※作成にあたっては、後年度の保守、運用に係る経費が過大とならないように配慮したシステムを提案すること。

※幅広い年齢層の利用者を想定し、デザイン、操作性に関する提案をすること。

(イ) 操作研修

システム導入にあたっての本市職員向け操作研修（対象人数：おおむね10名以内、研修回数：2～3回、研修場所：甲斐市環境課（甲斐市篠原2610番地）

(ウ) 保守・運用

委託期間終了までの間、アプリの運用、保守を行い、稼働状況の確認、障害対応、iOS及びAndroidOSのバージョンアップへの対応等を行う

※ダウンロード数、アクティブユーザー数の集計など、アプリ公開の効果を検証できるような仕組みを提案すること。

②納入成果物

(ア) 本市職員向け操作マニュアル

(3) 納品

① 納期 令和6年11月22日（金）※令和6年11月22日（金）より利用者がダウンロードできる状態とすること。

② 納品場所 生活環境部環境課生活環境係（甲斐市篠原2610番地）

5 仕様

(1) 対応 OS 等：iOS(version10.0 以上)及び AndroidOS(version5.0 以上)を搭載したスマートフォンでの利用を前提とする。

(2) 機能：収集カレンダー機能、ごみ分別辞典、FAQ機能、イベント情報等お知らせ機能を必須機能とし、その他に市民の利便性に繋がる機能を追加提案することができる。

(3) セキュリティ：可用性、完全性、機密性に配慮した構成とすること。甲斐市情報セキュリティ規則及び甲斐市情報セキュリティ対策基準に準拠すること。

(4) 運用時間：アプリの稼働時間は、24時間、365日とする。

(5) サポート：本市職員に対する運用上のサポートは、年末年始を除く平日午前9時～午後5時とし、受付方法は電話、電子メールとする。※サポート対応時間の軽微な短縮については、協議可能とする。

6 業務実施体制

本業務を確実に実施できる体制を確保し、役割分担を明確に示すこと。

業務工程全般に係るスケジュールを明確に示すこと。

7 費用

受託者の業務に係る一切の経費については、受託者の負担とする。

8 資料等の貸与及び返却

- (1) 甲斐市は、受託者に関係資料等を、貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された関係資料等を利用する必要がなくなった場合、または甲斐市から返却要請があった場合には、ただちに甲斐市に返却するものとする。
- (3) 甲斐市の承諾を受けず、他に公表・貸与、または他の業務に使用等をしてはならない。

9 打ち合わせ等

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、甲斐市と密接に打ち合わせを行い、甲斐市の指示に従い誠実に業務を行なわなければならない。
- (2) 受託者は、業務の進捗に応じた打ち合わせ及び報告を行うものとする。
- (3) 受託者は、甲斐市が必要と認める場合には、必要な資料の提出並びに打ち合わせを実施するものとする。

10 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、甲斐市と協議し、その指示に従わなければならない。

11 著作権

- (1) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
※著作権については、本業務に伴い新たに発生したもののみとし、市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除くものとする。
- (2) 受託者は、成果品について著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

12 関係法令及び条例の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

13 その他

本業務完了後であっても、受託者の責めに帰す事由により問題が発生し、本市より是正の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受託者が負担するものとする。

※本仕様書については、選定された受託者との交渉時、必要に応じて変更するものとする。